一般廃棄物処理施設整備
基本構想

概要版

令和７年３月

中津川・恵那広域行政推進協議会

■広域処理の方針整理及び基本構想の目的

❶ 広域化の必要性

　中津川市及び恵那市（以下、「両市」という）は、両市がそれぞれ保有するごみ処理施設において一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っています。しかし、いずれの施設も竣工から20年が経過しており、施設の老朽化が見られます。
　また、地域との協定により稼働期限が迫っており、新たなごみ処理施設の整備について検討することが求められています。

　国では、平成31年３月に持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する通知を発出し、将来にわたって持続可能な適正処理の確保に向けた広域的なごみ処理体制の構築する要請を行っています。

❷ 岐阜県における広域化の方針

　岐阜県では、市町村等と連携し、令和４年３月に「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しています。
　ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、100ｔ/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置することとし、可能な限り300ｔ/日以上のごみ焼却施設の設置を目指すこととされ、災害廃棄物が滞りなく処理ができる体制が必要であることや現在のごみ処理体制の実情を踏まえた、新たなブロック割と将来目標が示されました。
　両市が属する東濃ブロックは、令和２年度時点の６施設から令和32年度には２施設を目指すこととされています。

❸ 両市の広域化に関する検討の経緯

　両市は、令和元年度から中津川・恵那広域行政推進協議会を母体に協議を開始し、令和２年２月に「環境部会」を設置しました。
　その後、中津川・恵那広域行政推進協議会政策会議において、広域化協議を推進することを決定しました。
　両市は、令和４年３月に「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」（以下、「基本合意書」という。）を締結し、環境部会を中心に広域化の進め方等について協議を重ねてきました。基本合意書では、両市の役割分担を定め、相互にごみを共同処理するための基本方針を定めています。

❹ 基本構想の目的

　基本合意書の締結後、環境部会を令和４年度は10回、令和５年度は14回開催しました。広域ごみ処理施設整備に関する検討を実施し、令和５年２月に「一般廃棄物広域処理施設整備方針」を策定、そして令和６年３月には「一般廃棄物広域処理施設整備検討項目の抽出」を行いました。
　一般廃棄物処理施設整備基本構想（以下、「基本構想」という。）は、これらの報告書に基づき、両市から排出される一般廃棄物の適正な処理を将来にわたって安定的に継続するための広域ごみ処理施設の整備方針及び基本的な方向性を取りまとめることを目的として策定します。

■ ごみ処理の現状と課題の整理

❶ ごみ処理の現状

中津川市では燃えるごみを流動床式ガス化溶融方式で、恵那市では可燃ごみを固形燃料（RDF）化し、外部で利用しています。

❷ 両市のごみ量排出量の推移

両市のごみ排出量の推移は以下に示すとおりです。

◆ 中津川市

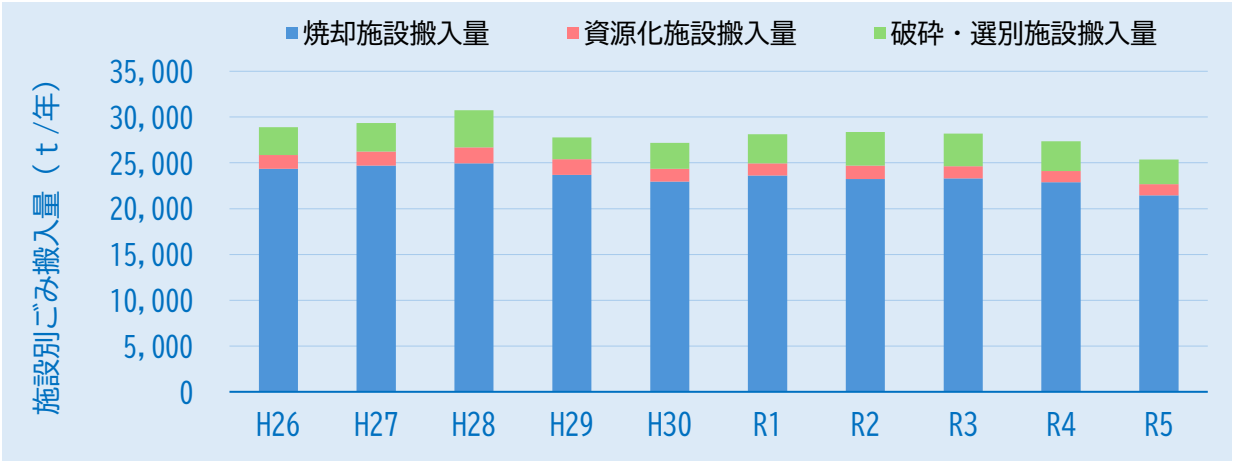

◆ 恵那市

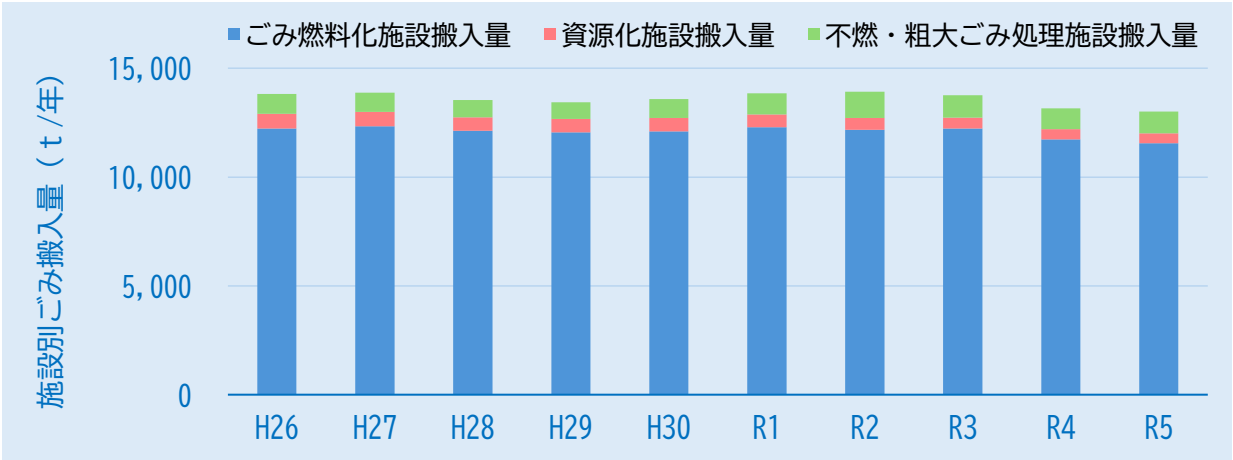

❸ ごみ処理の課題の整理

両市ではごみの処理方法が異なることから、両市でごみの分別区分が異なるものがあります。広域ごみ処理施設の整備にあたっては、分別区分の統一が必要です。

また、両市では現在、プラスチック類は容器包装プラスチック、プラスチック使用製品廃棄物とも燃えるごみ（可燃ごみ）として分別しています。

環境省の循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という）の交付要件に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック新法」という）を踏まえた必要な措置を行っていることが新たに追加されました。

広域ごみ処理施設の整備にあたり交付金を活用する場合は、こうした対応が必要です。

■ ごみ処理技術の動向

❶ 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ焼却施設は、可燃ごみを熱分解・燃焼・溶融等により衛生的に処理するとともに減容化を図るための施設です。

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領　2017改訂版」において、以下のように分類されています。

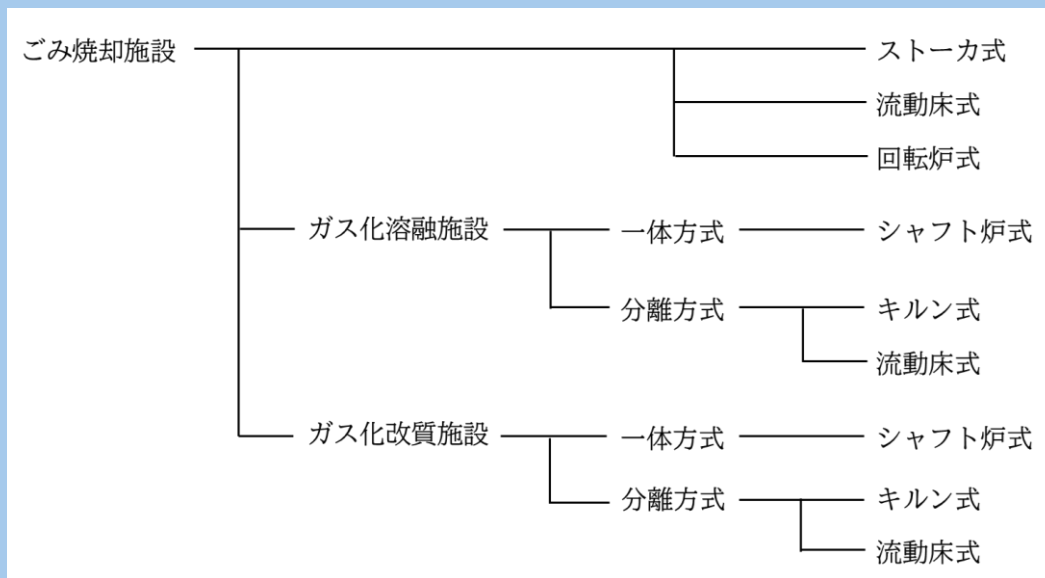

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領　2017改訂版」（全国都市清掃会議）

❷ 処理方式の採用状況

施設規模100～150t/日で令和元年以降に竣工した焼却施設20施設のうち、18施設（90%）でストーカ方式が採用されています。

流動床焼却方式、ガス化溶融施設流動床式はともに１施設（５%）の採用となっています。

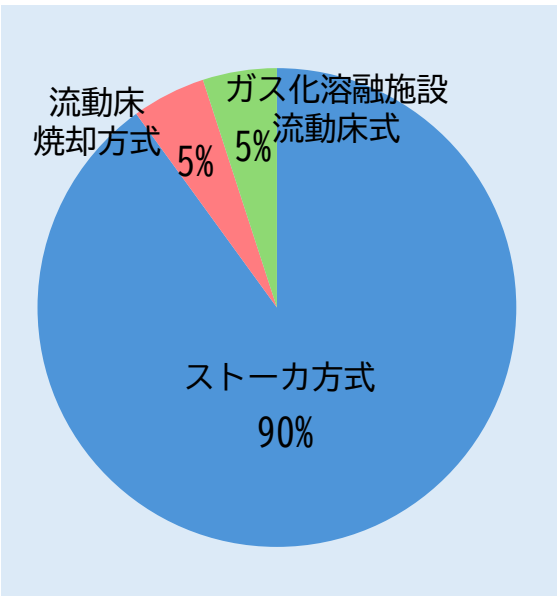

焼却・ガス化溶融以外のごみ処理方式
- メタンガス化方式（単独）
- 焼却処理＋メタンガス化方式
- RDF化方式
- 炭化方式
- ごみ堆肥化方式
- ごみ飼料化方式

❸ 資源化施設

資源化施設は、分別収集されたカン、ビン、ペットボトル等の資源ごみを材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行う施設です。
資源化施設は、処理するごみの種類により導入する機器が選定されます。

- 不燃ごみ、粗大ごみ
  破砕機で細かくしたうえで、選別設備で、金属類と可燃物及び不燃物に選別します。
- カン、ビン、ペットボトル
  手選別により異物を除去し、圧縮・梱包を行います。
- その他の資源ごみ
  異物を取り除くための手選別コンベヤを設置します。
  異物の選別後、搬出を容易にするため、圧縮梱包機等で圧縮を行います。

❹ 最終処分場

最終処分場は中間処理施設で処理した際に発生する残渣等を、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に貯留し、汚水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散、ガスの発生、衛生害虫獣の発生等を防止するための機能を有し、自然界の代謝機能を利用することで、安定化、無害化する役割を持っています。

一般廃棄物の最終処分場には、オープン型（従来型）処分場とクローズド型（被覆型）処分場があります。

項目		オープン型最終処分場	クローズド型最終処分場
自然環境の制御	降雨等	降雨量の変動、降雪等の影響を受ける。	被覆及び散水により、浸出水発生量をコントロールできる。
周辺環境への影響	ごみの飛散、悪臭、害虫・獣等	即日覆土、中間覆土、最終覆土で対処する。 重機による作業音が外部に影響する場合がある。 ごみの飛散、悪臭、害虫等の影響を与えやすい。	被覆により対処する。 漏水時には、散水停止して補修することができる。重機による作業音を軽減できる。 ごみの飛散、悪臭、害虫等の影響を与えにくい。
埋立地の主要施設の特徴	埋立地	自然の地形を活かし、自由度があるため、大型のものが造りやすい。	被覆の存在により埋立地形状は制約を受けることがあるが、容量はオープン型に匹敵する規模のものもある。
	浸出水処理施設	施設規模は降水量で決まる。 一般に、被覆型処分場に比べ、施設規模は大きくなる。	施設規模は散水量により決まる。
埋立作業	作業性	降雨、強風等の影響を受ける。 一般に被覆型処分場に比べ埋立面積が大きいため、作業性は良好。	天候の影響を受けにくい。 一般にオープン型処分場に比べ埋立面積が小さいため、作業性が劣る場合がある。 覆土の少量化が図られる。
	作業の安全衛生管理	埋立作業が降雨、強風等の天候に左右される。	閉鎖空間であるため、有毒ガス対策や暑さ対策のための換気等の対策が必要となる。

❺ 最終処分場の採用状況

令和元年以降に埋立を開始した最終処分場の事例34件では、オープン型の採用が17件、クローズド型が17件となっており、埋立方式別での差はありませんでした。

山間地の施設では、その多くがオープン型を採用していますが、平地の施設では、クローズド型の採用も多くなっています。

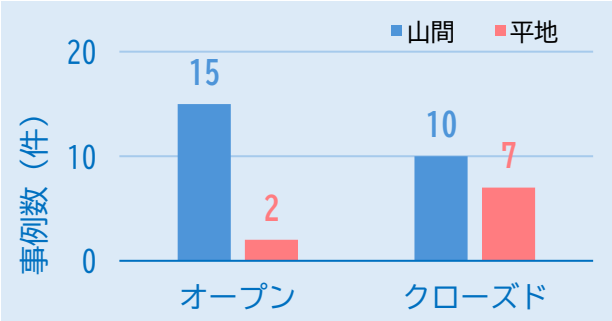

■必要施設規模の算定

❶ 将来ごみ量の推計方法

ごみ排出量の将来予測は、一般的に広く用いられるトレンド推計法（時系列解析法）を採用します。

推計にあたっては、両市の過去10年間のごみ排出量の推移をもとに行います。人口の将来予測は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口令和５（2023）年推計」の将来人口を使用します。また、プラスチック新法の対応として、プラスチックごみの分別収集を想定し、既存資料から可燃・資源ごみ中のプラスチックごみ量及び分別協力率を考慮します。

❷ 中津川市の将来ごみ量推計結果

一般廃棄物処理基本計画における家庭系ごみ（資源ごみ及び集団回収量を除く）の１人１日あたり排出量の目標値は475g/人・日となっています。将来推計結果では、令和16年度の1人1日あたり排出量は515ｇ/人・日であり、目標値を達成できていない状況となっています。

中津川市

一般廃棄物処理基本計画
資源ごみ・集団回収量を除く家庭系ごみの１人１日あたり排出目標
475g/人・日

推計結果　令和16年度
焼却対象量と破砕・選別施設搬入量の生活系ごみの合計
515g/人・日

❸ 恵那市の将来ごみ量推計結果

一般廃棄物処理基本計画における発生抑制後の予測値は、生活系ごみ（集団回収除く）が7,165ｔ/年となっています。将来推計結果では、令和14年度の排出量は、7,910ｔ/年となります。

また、事業系ごみは3,162t/年に対して、3,478t/年となることから、目標は達成できない状況となっています。

恵那市

一般廃棄物処理基本計画
生活系ごみ 7,165t/年
事業系ごみ 3,162t/年

推計結果　令和14年度
生活系ごみ 7,910t/年
事業系ごみ 3,478t/年

❹ 施設規模・必要面積の算定結果

将来ごみ排出量推計結果から試算した可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場の施設規模（埋立容量）及び必要面積は以下のとおりです。

可燃ごみ処理施設
処理量 104t/日

不燃・粗大ごみ処理施設
処理量 17.9t/日

必要面積 1.2 ha

リサイクル施設
処理量 11.1t/日

処理対象
カン、ビン、ペットボトル、プラスチック類

必要面積 0.8 ha

最終処分場
埋立容量
埋立15年 49,020㎥
埋立30年 98,040㎥

必要面積 5.0 ha

■ 整備用地要件の整理

❶ 整備用地の選定方法

整備用地の選定方法には、「行政主体型」、「公募型」、「複合型」の３種類があります。

公募型は、地域合意のうえで、施設整備に関する理解、協力を得て整備を進めることができ、地域との協定を速やかに行える効果があるため、両市の現状から、最も優位性のある方法であると考えられます。

したがって、広域ごみ処理施設の整備用地選定にあたっては、公募型を採用します。

❷ 整備用地選定スケジュール

公募期間は、４か月とします。

その後、応募があった地域を評価し、令和７年12に候補地を決定します。

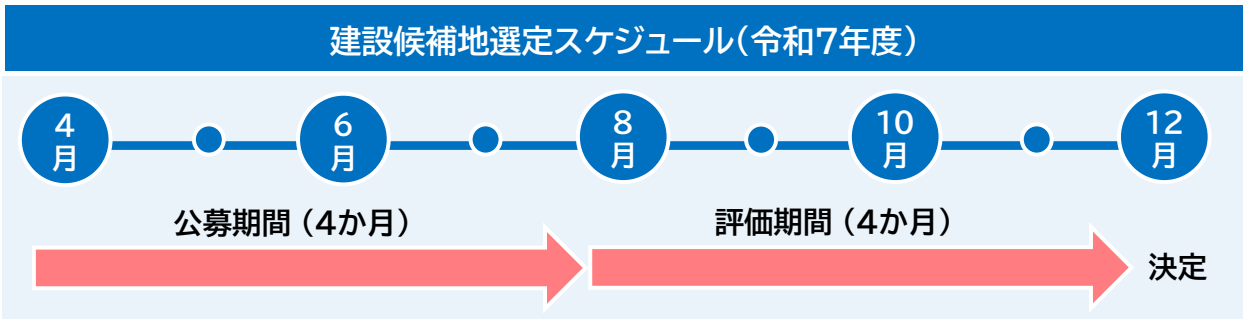

❸ 整備用地評価手順

応募のあった地域について、３段階評価を行います。

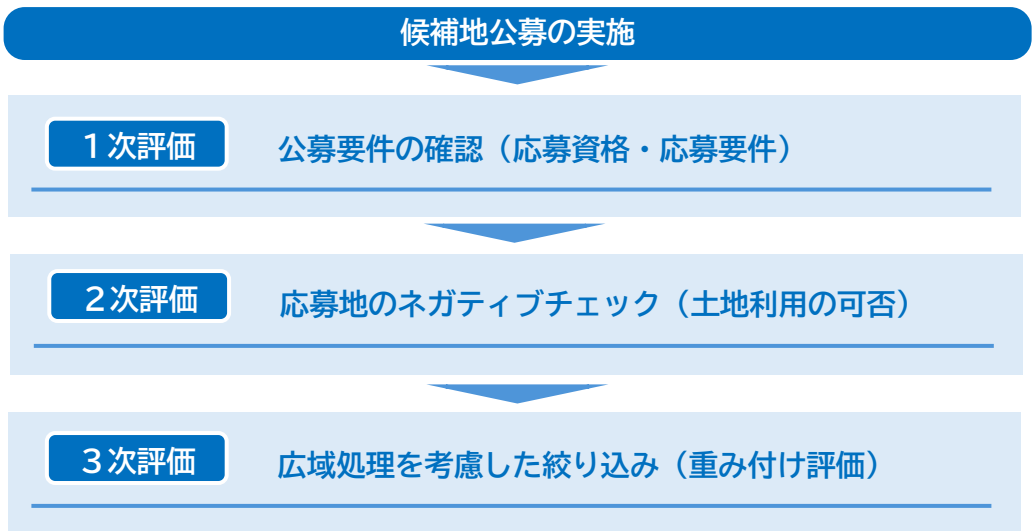

■ 多面的価値の創出

❶ 多面的価値の必要性

廃棄物処理施設は生活環境の保全や公衆衛生の向上等、人々の生活を支える重要な施設です。近年は、従来の廃棄物処理機能に加え、廃棄物処理施設がもつ機能を活かした新しい価値を提供する多面的価値を創出する廃棄物処理施設が注目されています。

廃棄物処理施設に多面的価値を付与することで、地域の魅力向上や地域の社会課題を同時解決することが可能になると考えられます。

❷ 多面的価値の創出による効果

廃棄物処理施設の多面的価値の創出により、ごみ処理機能を維持しながらも、地域の脱炭素化、雇用創出、地域経済の循環、住民サービスの充実等の新たな価値を地域にもたらすことが可能となります。

また、これまでは迷惑施設として捉えられていた廃棄物処理施設による、地域への新たな価値の創出は住民等の施設に対するイメージ改善に加え、住民の合意形成や廃棄物・資源循環に対する住民の意識を高めることにも結びつくと考えられます。

❸ 多面的価値の創出案

基本構想では、両市の魅力向上や課題解決に資する多面的価値の創出案として以下の4つを整理しました。

1

災害対策拠点

・非常用発電機の設置による災害時の電力供給、迅速な災害廃棄物処理

・避難所機能による地域の防災拠点としての活用

2

環境啓発拠点

・ごみの分別や減量の必要性、施設の機能・役割に関する理解の促進

3

憩いの場

・地域の方が気軽に来ることができ、コミュニティ形成につながる場所

4

地域エネルギー拠点

・廃棄物処理施設の余剰エネルギー活用によるエネルギーの地産地消

・EV充電器設置による移動における脱炭素化の促進

■ 施設整備スケジュール

❶ 施設整備スケジュール

広域ごみ処理施設は、令和15年度の施設稼働開始を目指しています。

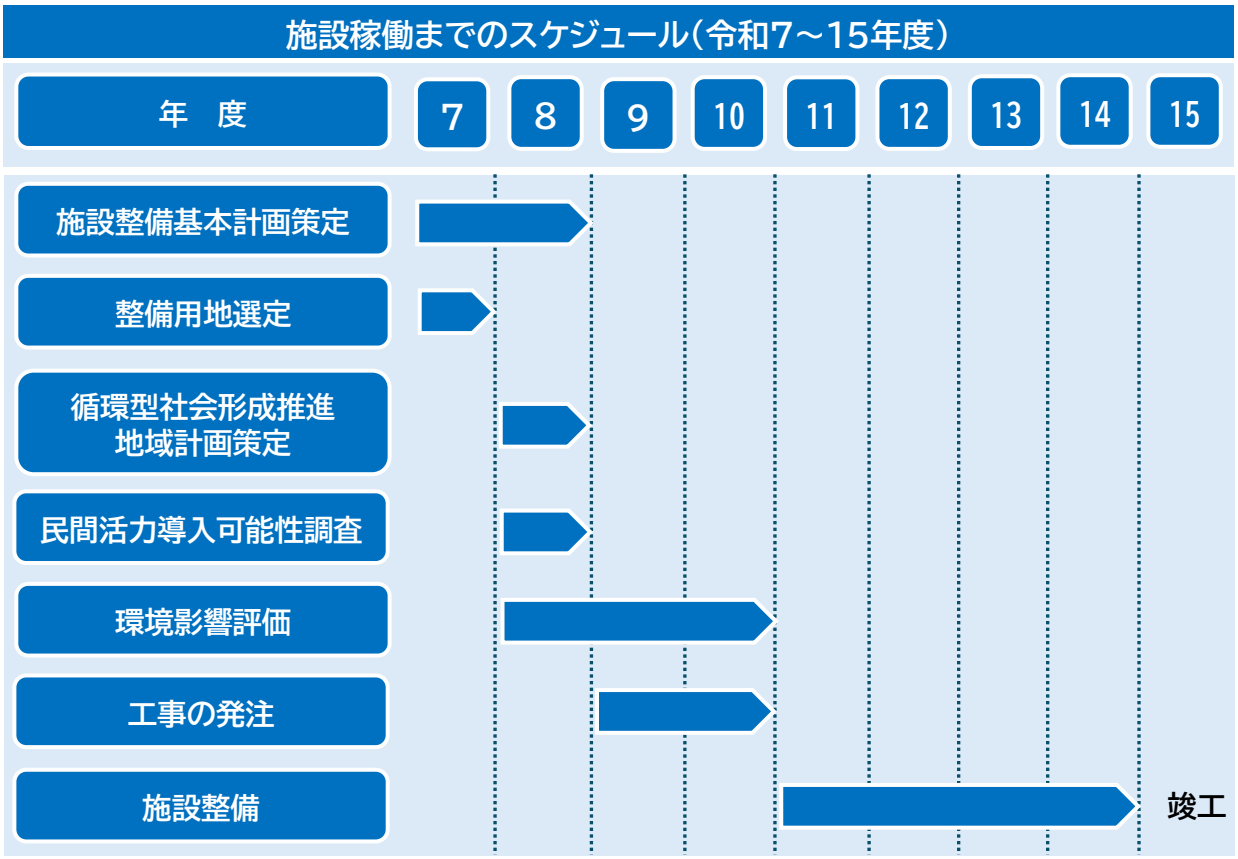

❷ 施設整備基本計画の策定

施設整備基本計画は、基本構想に基づき、広域ごみ処理施設の内容を具体的に定めるものです。

広域ごみ処理施設の整備にあたっては、ごみの分別区分の統一が必要となります。ごみの分別は市民の理解と協力が不可欠であり、また、分別区分と施設規模、処理方式等は密接に関係するものであることから、施設整備基本計画策定における重要な検討内容となります。

❸ 整備用地の選定

令和７年４月を目途に整備用地の公募を開始し、４か月の募集期間を設ける予定です。その後、評価の期間を経て12月中の整備用地決定を目指します。

❹ 民間活力導入可能性調査

ごみ処理施設の整備には膨大な事業費を要するため、ライフサイクルコストの削減、費用の平準化、民間企業のノウハウの活用等が求められており、交付金の交付要件ともなっています。

広域ごみ処理施設の整備にあたって、事業方式ついて総合的に評価し、最適な事業方式を選定するとともに、今後の事業実施にあたっての課題整理を行います。

❺ 環境影響評価

環境影響評価は、広域ごみ処理施設の整備による周辺環境への影響を予め調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討するものです。

広域ごみ処理施設の設置にあたり、廃棄物処理法第９条の３第１項の規定における設置届出を提出する際、生活環境影響調査書または地方公共団体における環境影響評価に関する条例に基づいた環境影響評価の結果の添付が必要です。

生活環境影響調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年９月　環境省）に基づいて調査を行います。調査は概ね２年程度を要します。

＜生活環境影響調査の流れ＞

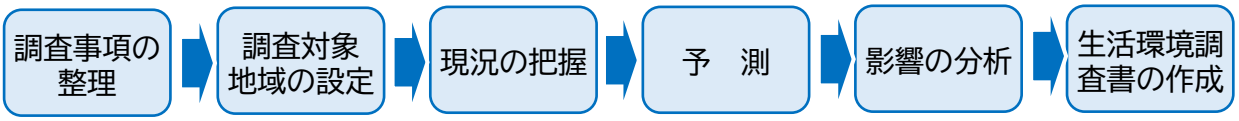

岐阜県環境影響評価条例では、ごみ処理施設の場合には処理能力が100t/日以上、最終処分場では埋立地面積が5ha以上となる場合に、環境影響評価条例に基づく環境影響評価が必要となります。

環境影響評価条例による手続きには、①方法書 ②準備書 ③評価書 ④事後調査の４工程が必要となり、これらの手続きに加えて調査実施期間を考慮すると、完了までに概ね３～４年程度が必要となります。

環境影響評価条例に基づく環境影響評価は、生活環境影響調査に比べて手続きが多くなるため、完了まで要する期間が長くなります。

岐阜県環境影響評価条例

◆ 方法書

・環境影響評価項目の設定、調査・予測・評価方法の検討した内容をとりまとめた書類

◆ 準備書

・調査・予測・評価の結果や環境保全対策等の検討結果をとりまとめた書類

◆ 評価書

・評価した内容や事後調査内容をまとめた書類

◆ 事後調査

・工事中の環境の状況をまとめた書類

❻ 工事の発注

令和９年度の工事発注では、施設整備基本計画、PFI導入可能性調査結果を踏まえ、事業者へ工事を発注するための仕様書等を作成するとともに事業者を選定します。

事業者の選定にあたっては、「発注方式」「工事発注範囲」「入札・契約方式」を決定する必要があるため、これらの検討を行います。

その後、入札説明書や発注仕様書又は要求水準書等の事業者選定に必要となる資料の作成、事業者選定委員会の運営、事業者との契約交渉等を行います。

■ 事業主体の整理

❶ 現状の運営状況

現在、両市から排出される廃棄物は、両市がそれぞれ所有するごみ処理施設で処理されています。

中津川市では、72人の体制でごみの処理を行っており、加えてリサイクルセンターの手選別ラインは、障害者の就労支援の場となっています。

恵那市では、36人体制で処理を行っています。

なお、現状、ごみ処理の広域化に係る計画策定及び推進に係る事務事業の管理及び執行についての連絡調整は、協議会が担っています。

令和６年４月１日現在

項目	中津川市	恵那市
部署	中津川市環境センター	エコセンター恵那
職員数	72人	36人
収集運搬	・燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみは委託（一部地域は直営） ・大型ごみは委託 ・事業系ごみは許可、直接搬入	・可燃ごみ、不燃ごみは直営 ・資源ごみは委託 ・粗大ごみは許可、直接搬入（許可業者も収集可） ・事業系ごみは許可、直接搬入
中間処理	DB＋O方式 （公設民営、長期包括運営委託）	公設公営方式
最終処分場	委託＋直営	直営

❷ 一部事務組合の設立について

地方自治法において、地方公共団体は計画的に広域行政を推進するための一部事務組合や広域連合を設置することができます。また、公益上必要がある場合においては、都道府県知事は関係のある市町村に対し、一部事務組合または広域連合の設置を勧告することができます。

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体です。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体であり、一部事務組合と比較して、国及び都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができるとともに、直接請求が認められているという違いがあります。広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれます。

ごみの広域化・集約化においては、一部事務組合が広く採用されており、両市では、ごみの広域処理に伴い一部事務組合を設立し、ごみ処理事業を進める検討を行います。

❸ 事業方式の検討

ごみ処理施設の運営については、市の職員または単年で民間委託することにより実施する公設公営方式（DB方式）、運営を長期包括で民間に委託するDBO方式及びDB＋O方式、民間資金の活用により施設を整備し、長期で運営を委託するPFI方式（BTO方式、BOT方式、BOO方式）等があります。

「①現状の運営状況」で示した既存施設における両市の職員の配置も含めて令和８年度に実施する民間活力導入可能性調査（P８）で決定します。

■ 概算事業費及び財政計画の整理

❶ ごみ処理施設建設費の状況

近年、円安の進行や輸入原材料の価格の高騰に伴い、物価が上昇していますが、ごみ焼却施設の建設においても事業費が高騰しています。

国内外の社会情勢の変化は著しく、今後の物価動向が読めない状況です。

❷ 支援制度

広域ごみ処理施設の整備にあたっては、環境省の交付金や「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）」の支援を活用することが考えられます。

項目		循環型社会形成推進交付金		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
		交付率１/２	交付率１/３	補助率１/２
交付期間		概ね５年以内		５年間
国の予算措置		一般会計予算		債務負担行為
交付対象事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設	対象		対象
	マテリアルリサイクル推進施設	対象		対象外
	廃棄物運搬中継施設	対象		対象外
	最終処分場	対象		対象外
交付要件	エネルギー回収率※1	18.0%以上	14.0%以上	14.0%以上
	施設保全計画の策定	要	要	要
	一般廃棄物会計基準の導入	要	要	要
	整備マニュアル※2（設備・工事等）の適合	要	要	要
	災害廃棄物処理計画の策定	要	－	－
	災害廃棄物処理体制の強化	要	－	－
	CO2排出量の※3への適合	要	－	要
	固定価格買取制度の適用	可	可	不可

※１施設規模100t/日超、150t/日以下
※２「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」
※３「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」

❸ 交付金・補助金活用の留意点

近年、廃棄物処理施設の更新需要が増加傾向となっており、支援の要望額も増えている状況です。

こうした状況から、環境省通知により、令和６年３月に、循環型社会形成推進交付金等を活用した一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)が設定されました。

災害廃棄物の受入や廃棄物エネルギー利活用等を考慮し、施設規模に応じた建設トン単価上限値への対応が必要となります。

交付対象経費上限額
施設規模100～150t/日の場合
107百万円/（t/日）